

香川労働局における「外国人雇用状況」の届出状況 (平成26年10月末現在)

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に対し、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く。以下同じ。）の雇入れ及び離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務づけるものである。

今般、香川労働局管内の平成26年10月末現在の届出状況を集計し、公表するものである。

II 届出状況の概要

1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の状況

- (1) 平成26年10月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は984か所であり、外国人労働者数は4,678人であった。これは平成25年10月末現在の895か所、4,262人に対し、89か所(9.9%)、416人(9.8%)の増加となった。

【別表2、参考表】

事業所数が増加した要因として、中小規模事業所を中心に、ほぼ全産業で外国人労働者を新たに雇用する事業所が増加したためと考えられる。

また、外国人労働者が増加した要因として、現在、政府が進めている高度外国人材、留学生の受入れが進んでいること、雇用情勢が改善傾向で推移していることが考えられる。また、外国人労働者を雇用した場合の届出制度の周知が進んでいることが考えられる。

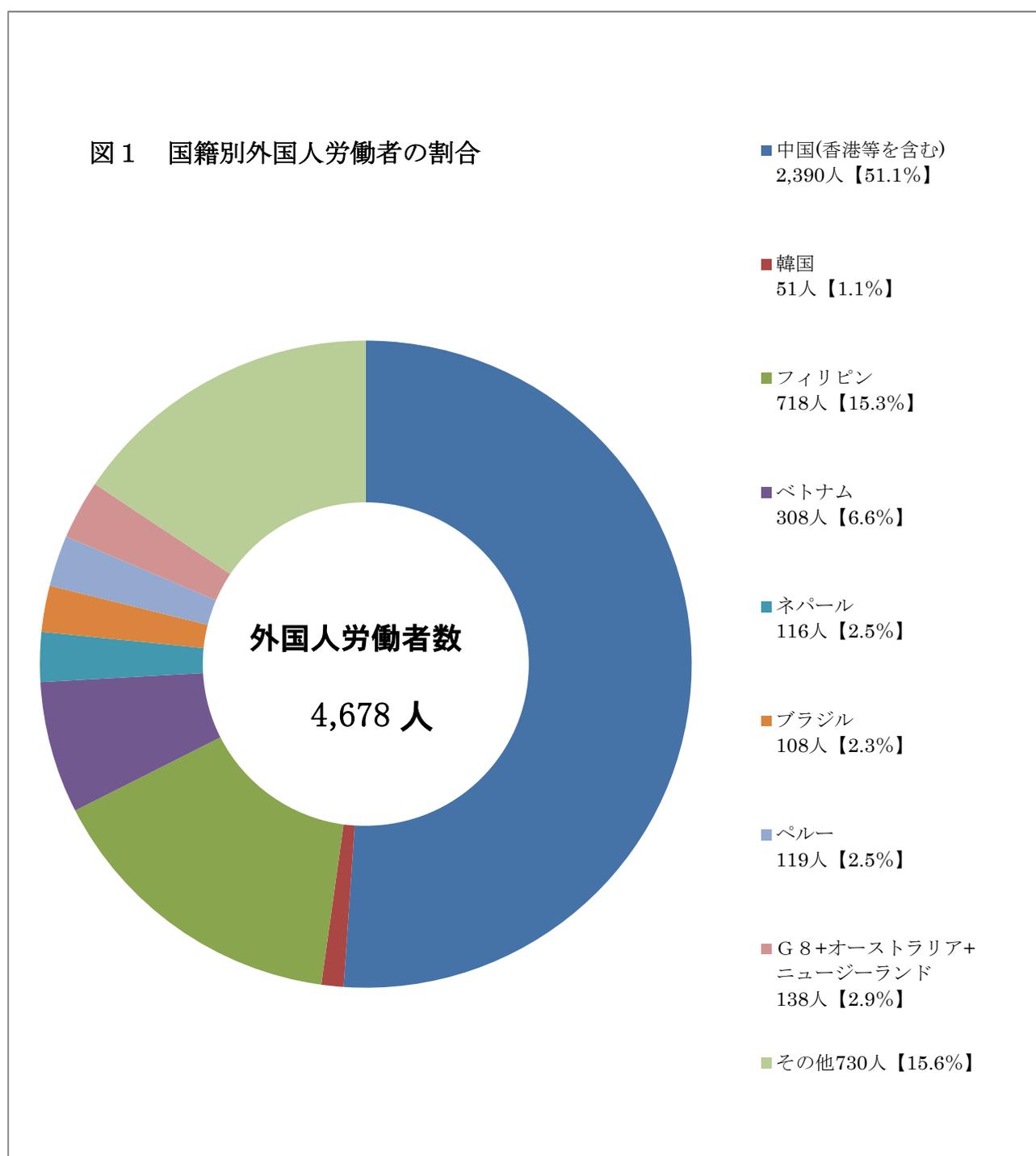
- (2) このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は83か所、当該事業所で就労する外国人労働者は364人であり、それぞれ事業所全体の8.4%、外国人労働者全体の7.8%を占めている。

これは、平成25年10月末現在の84か所、314人に対し、1か所(1.2%)の減少、50人(15.9%)の増加となっている。【別表2、参考表】

2 外国人労働者の属性

(1) 国籍別にみると、中国（香港等を含む。以下同じ。）が外国人労働者数全体の51.1%を占め、次いで、フィリピンが15.3%となっている。

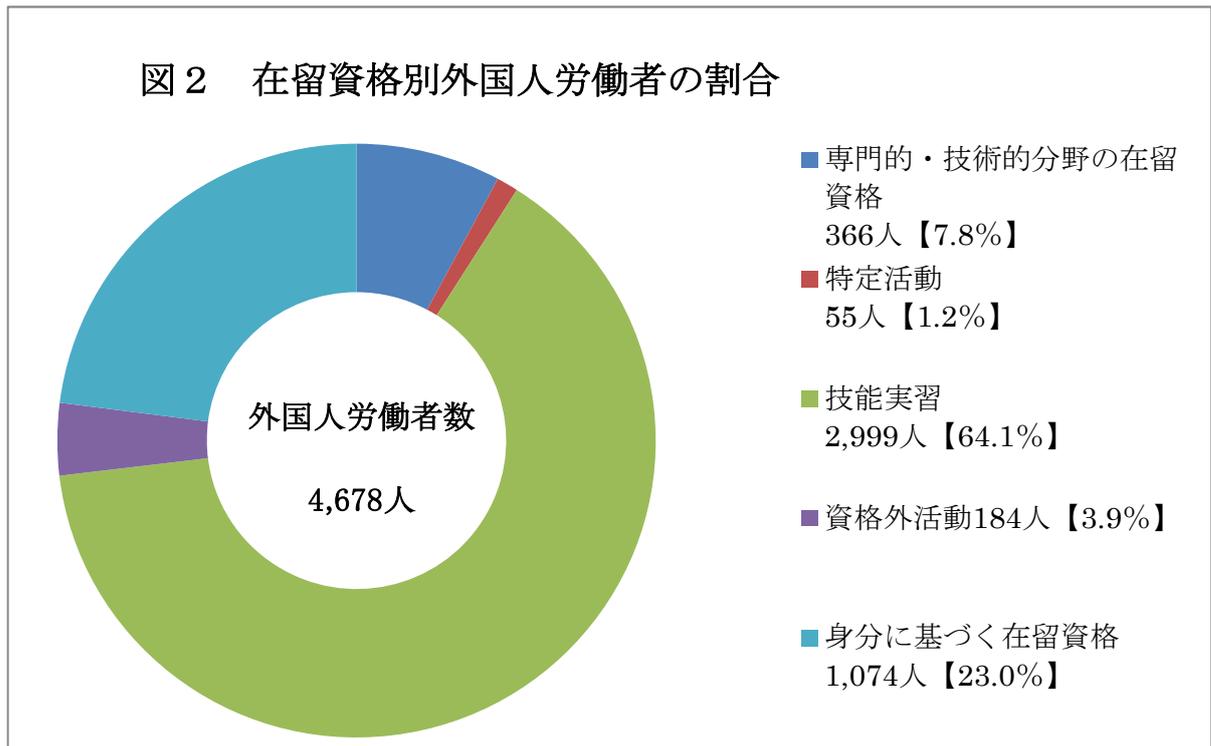
また、ベトナムについては対前年同期比で127人(70.2%)増加しており、大幅な増加となっている。【図1、別表1、参考表】



(2) 在留資格別にみると、技能実習生等の「技能実習」が外国人労働者全体の64.1%を占め、次いで、「身分に基づく在留資格¹」が23.0%、「専門的・技術的分野の在留資格²」が7.8%となっている。【図2、別表1、参考表】

技能実習生の外国人労働者は2,999人と前年同期比で153人(5.4%)増加しており、技能実習生の外国人労働者の雇用が広がっている。

また、「専門的・技術的分野の在留資格」が366人と前年同期比で66人(22.0%)増加しており、専門的な知識・技術をもつ外国人の雇用が拡大している。



(3) 国籍別・在留資格別にみると、中国は、「技能実習」が76.7%、「身分に基づく在留資格」が13.2%、「専門的・技術的分野の在留資格」が7.3%、「資格外活動(留学)」が2.1%となっている。フィリピンは、「身分に基づく在留資格」が57.0%、「技能実習」が42.1%となっている。

ベトナムは、「技能実習」が90.6%と大多数を占めており、中国、フィリピン、ベトナムの3国で「技能実習」全数の8割を占めている。

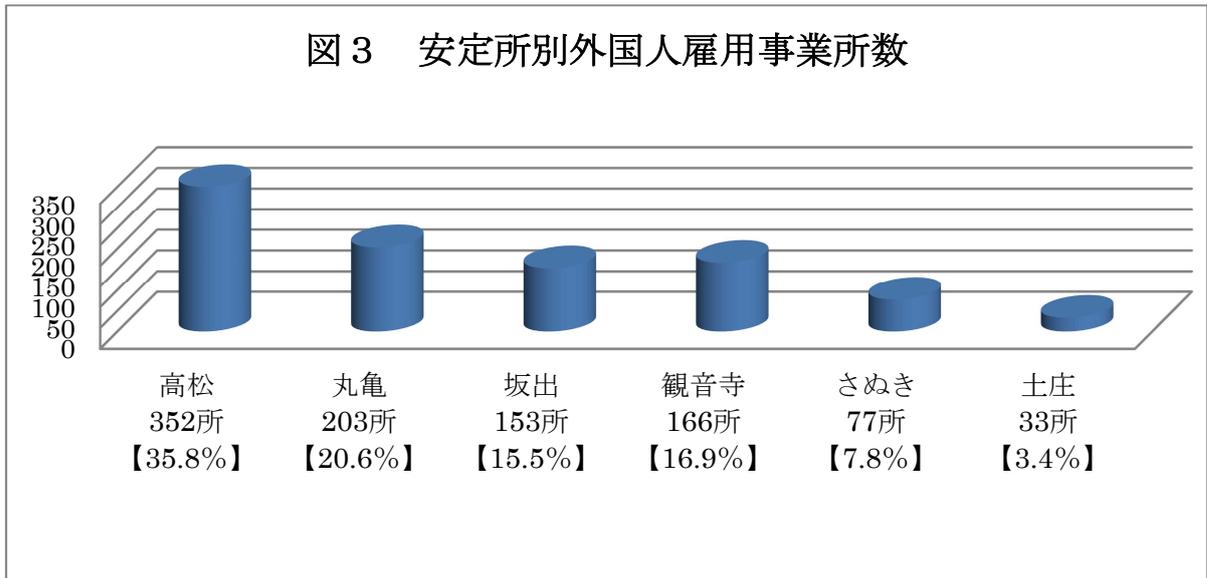
G8等は「専門的・技術的分野の在留資格」が65.9%となっている。【別表1】

¹ 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

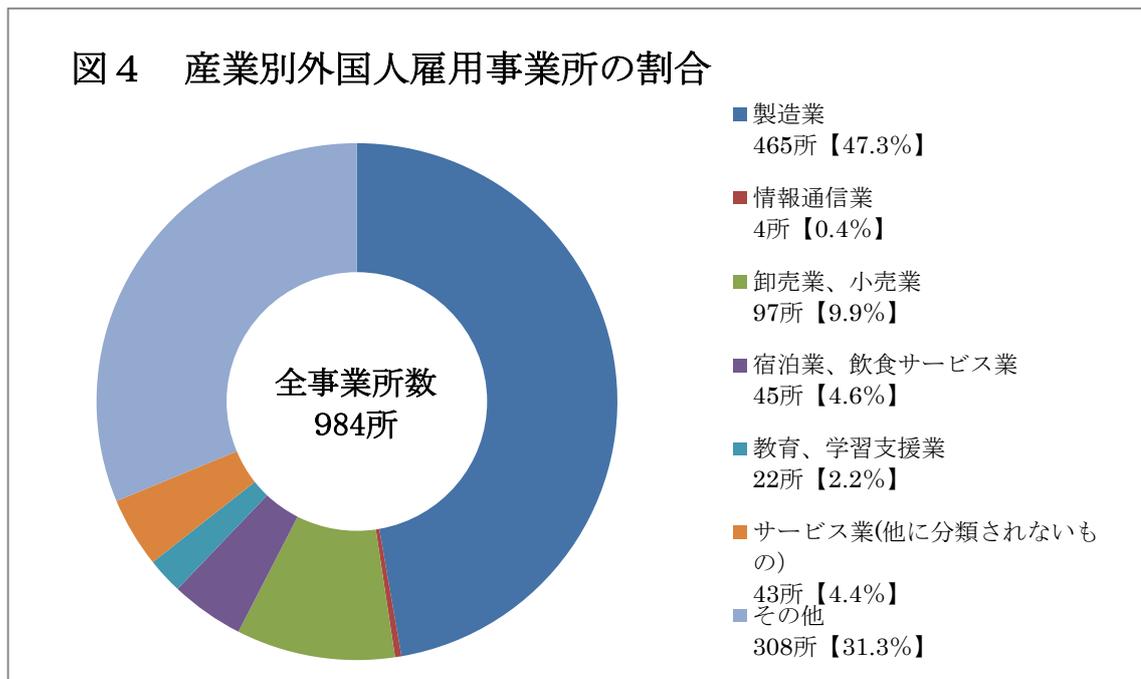
² 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「投資・経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」が該当する。

3 安定所別・産業別にみた外国人雇用事業所の特性

(1) 県内安定所別にみると、高松が 35.8%を占め、次いで丸亀 20.6%、観音寺 16.9%、坂出 15.5%、さぬき 7.8%、土庄 3.4%となっている。【図 3、別表 2】



(2) 産業別にみると、「製造業」が 47.3%を占め、次いで「卸売業、小売業」が 9.9%、「宿泊業、飲食サービス業」が 4.6%、「サービス業（他に分類されないもの）」³が 4.4%となっている。情報通信業以外の全産業で増加している。また、製造業の事業所の占める割合は前年同期比で減少している一方、他業種は微増している。【図 4、別表 4、参考表】

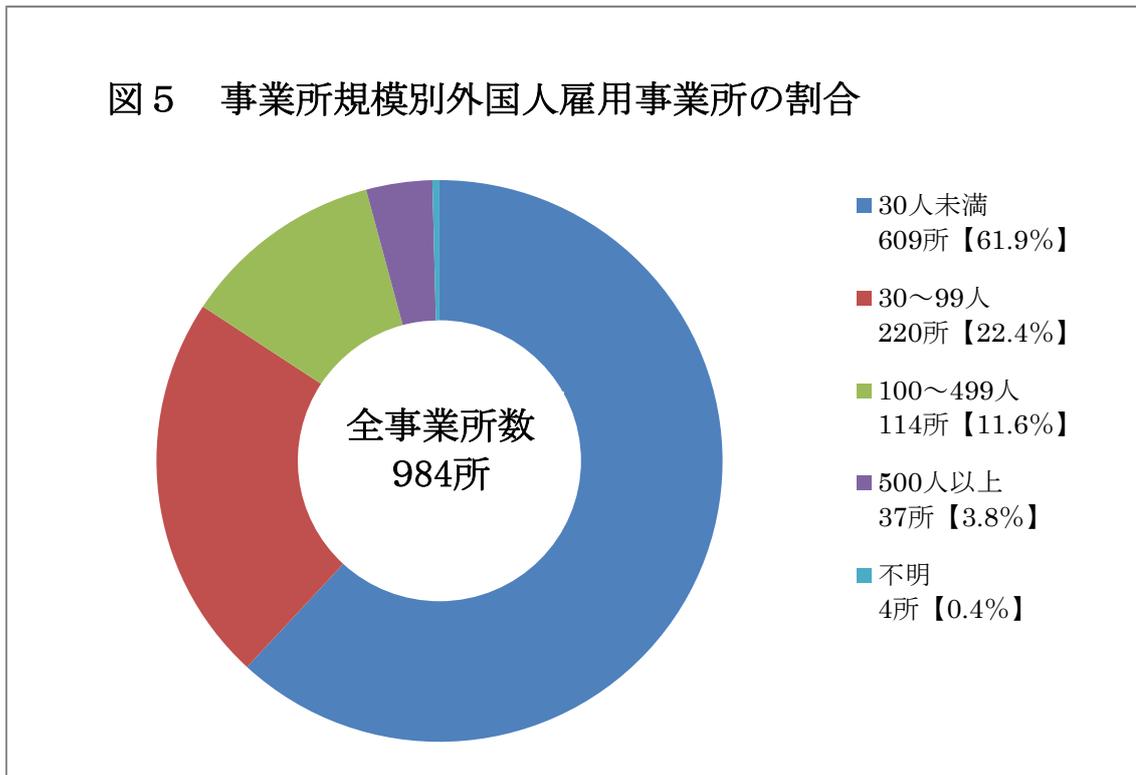


³ 「サービス業（他に分類されないもの）」には、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。

(3) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所全体の61.9%を占める。

事業所数はどの規模においても増加しており、特に、30人未満の小規模事業所で前年同期比10.1%、56事業所の増加となっている。

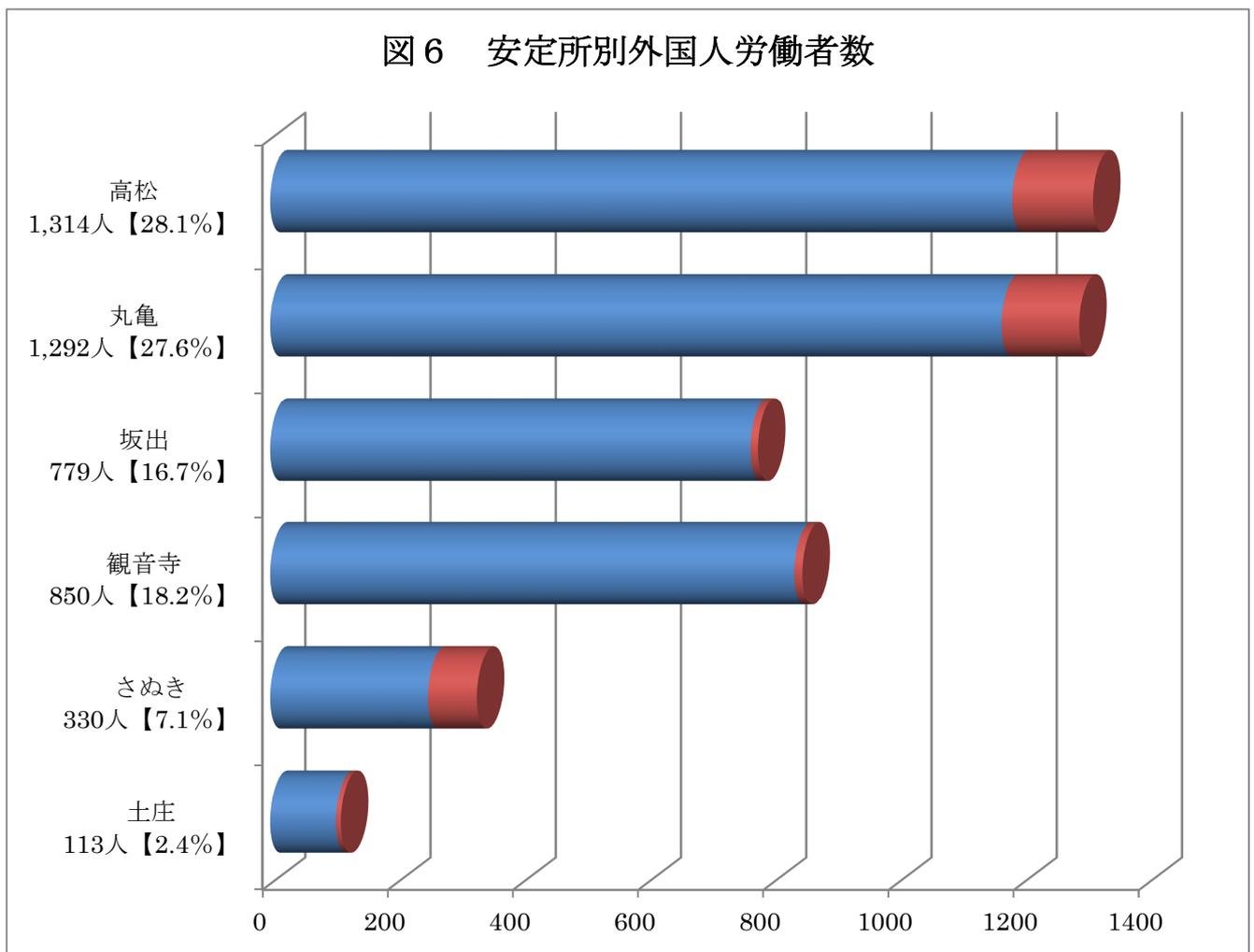
【図5、別表8、参考表】



4 安定所別・産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 県内安定所別にみると、高松が28.1%を占め、次いで丸亀27.6%、観音寺18.2%、坂出16.7%、さぬき7.1%、土庄2.4%となっており、高松・丸亀2所で全体の半数を超える。【図6、別表2】

安定所別に、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の割合をみると、さぬきが23.6%、高松、丸亀が各々9.8%、9.6%となっている。



■ うち労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者

(2) 安定所別・在留資格別にみると、外国人労働者のうち「専門的・技術的分野の在留資格」の割合が高いのが高松で 11.9%、県下のこの在留資格のうち 42.6%を占めている。

「技能実習」の割合が高いのはさぬきで 88.2%、次いで観音寺 85.3%、人数が多いのは丸亀で 833 人、次いで観音寺 725 人となっている。

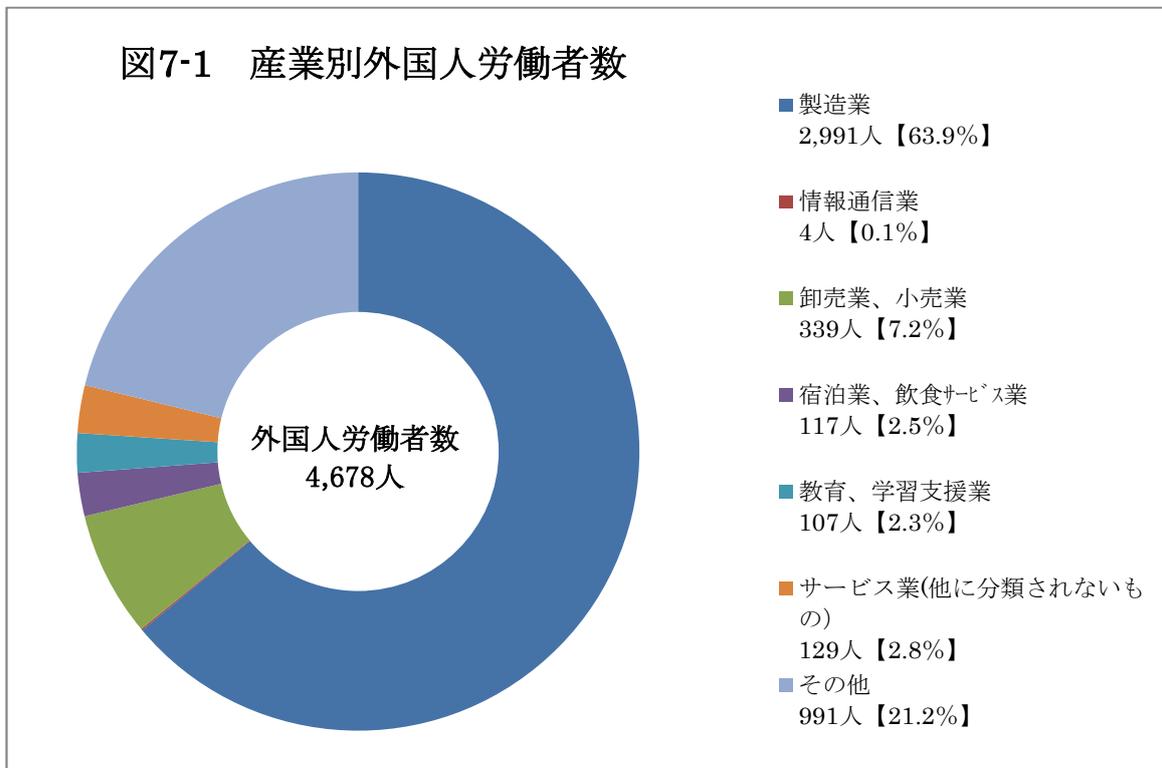
「資格外活動(留学)」の割合が高いのは坂出で 7.2%、高松 5.8%となっている。

「身分に基づく在留資格」の割合が高いのは高松で 34.2%、丸亀 28.1%であり、県下のこの在留資格のうちこの 2 所で 75.6%を占めている。【別表 3】

(3) 産業別にみると、「製造業」が 63.9%を占め、次いで「農業・林業」が 9.2%、「卸売業、小売業」が 7.2%、「建設業」が 3.8%、「宿泊業、飲食サービス業」が 2.5%、「サービス業（他に分類されないもの）」が 2.8%となっている。【図 7-1、別表 4】

産業別に、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者の傾向をみると、「製造業」では、同産業の外国人労働者全体の 7.1%にあたる 213 人、労働者派遣業を含む「サービス業（他に分類されないもの）」では、同 55.8%にあたる 72 人となっている。【図 7-2、別表 4】

「製造業」の中でも、「生産用機械器具製造業」と「繊維工業」の事業所において就労している外国人労働者の割合が高く、それぞれ 23 人(13.2%)、52 人(12.4%)、となっている。【別表 4】



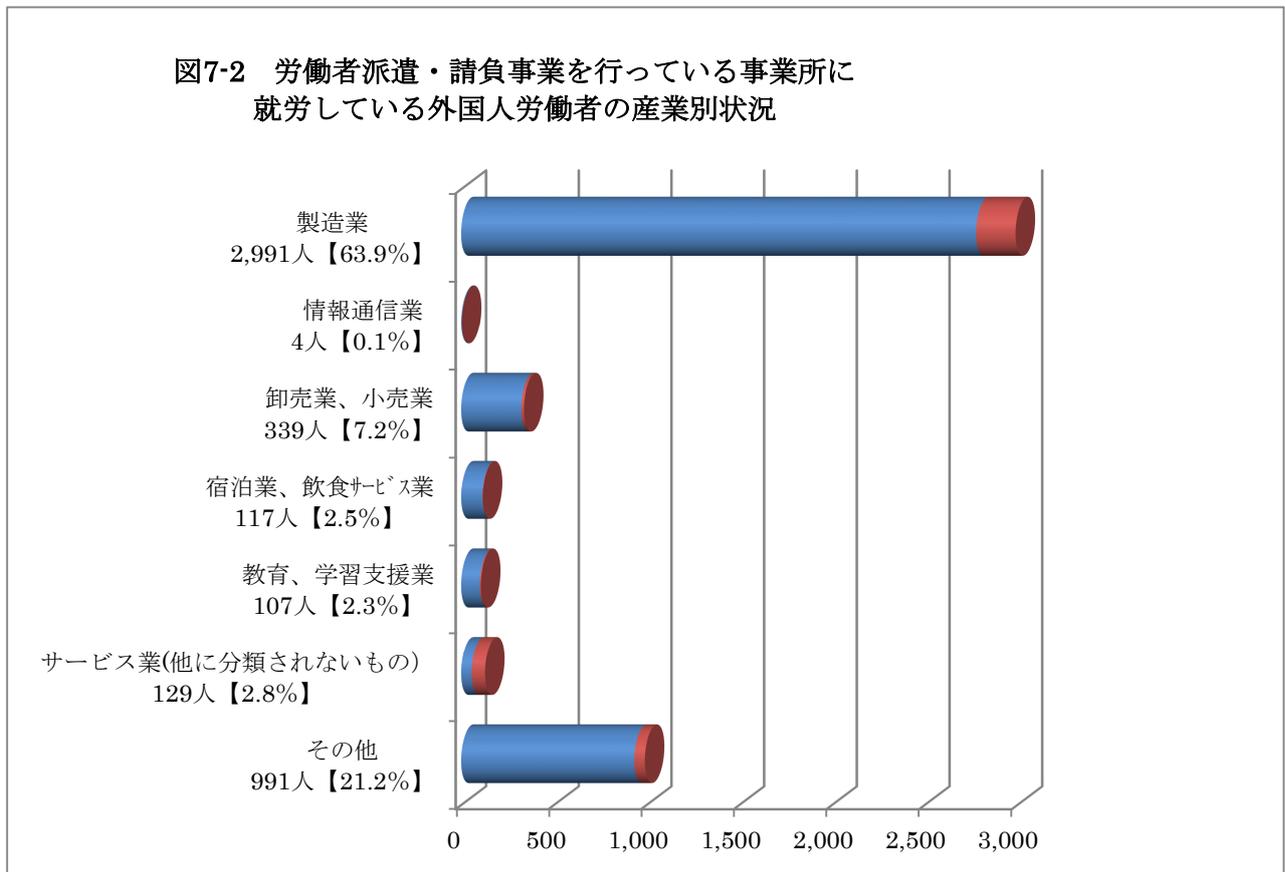
※「サービス業（他に分類されないもの）」には、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。

(4) 安定所別・産業別にみると、土庄所の80.5%をはじめ各所とも「製造業」の割合が最も高くなっている。【別表5】

また、在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」については、「製造業」が36.1%、「教育、学習支援業」が16.4%、「卸売業、小売業」が14.5%、となっている。「技能実習」については、「製造業」が71.9%を占めている。「身分に基づく在留資格」については、「製造業」が64.5%、「卸売業、小売業」が10.4%、「サービス業(他に分類されないもの)」が6.7%となっている。【別表6】

さらに、国籍別・産業別にみると、ペルー、フィリピン、中国については、「製造業」がそれぞれ88.2%、78.8%、75.5%と最も高い割合を占めるが、ブラジルが「サービス業(他に分類されないもの)」で25.0%、韓国については、「卸売業、小売業」が17.9%と高い割合を占めている。G8等⁴については、「教育、学習支援業」が46.4%と最も高い割合を占めている。国籍別に派遣・請負の構成比をみると、ブラジルとネパールで派遣・請負の構成比が高く、それぞれ38.9%、24.1%となっている。【別表7】

図7-2 労働者派遣・請負事業を行っている事業所に
就労している外国人労働者の産業別状況



■ うち労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者

⁴ G8等は、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシア、オーストラリア、ニュージーランドを表す。

(5) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、外国人労働者全体の43.7%を占める。次いで、「30～99人」規模の事業所が23.5%を占めている。

【図8、別表8】

